

◎新潟県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

| 事業所の名称             | 所在地              | 事業者            | サービスの種類                  | 届出の受理年月日   | 廃止年月日     |
|--------------------|------------------|----------------|--------------------------|------------|-----------|
| ショートステイ胎内まごころの里きのと | 新潟県胎内市大出730番地1   | 社会福祉法人真心福祉会    | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 平成31年4月10日 | 令和元年5月10日 |
| 萌気園ヘルパーステーション・24   | 新潟県南魚沼市二日町205番地6 | 医療法人社団萌気会      | 訪問介護                     | 平成31年4月24日 | 令和元年5月31日 |
| みどりケアセンター          | 新潟県五泉市村松甲5600番地1 | 特定非営利活動法人心つくし会 | 訪問介護                     | 令和元年5月21日  | 令和元年5月31日 |